

平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書

国は、主食用米の生産調整について、平成30年産から行政による生産数量目標の配分を廃止し、各地域が主体的に需要に応じた生産を行えるよう、米政策の見直しに取り組んでいる。

本県においては、これまで県、市町村、農業団体等が連携して生産調整の取組みを推進し、生産数量目標を達成してきた。全国的にも、平成27年産から3年連続で超過作付けが解消されている。

しかしながら、未だ平成30年産以降の米政策の全貌が見えず、本県の稲作農家においては、他地域での生産増大による全国的な供給過剰に伴う米価下落や、米の直接支払交付金の廃止による所得減少への懸念など、将来の稲作経営について不安を抱いていることから、今後も全国的な需給バランスを確保する必要がある。

よって、国においては、稲作農家の不安を払拭し、平成30年産以降も米の需給及び価格の安定を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年産以降、関係団体が一体となって需要に応じた米生産に取り組むに当たり、重要な役割を担うこととなる農業再生協議会について、運営費の十分な確保など、協議会活動の充実・強化を図るための環境を整備すること。
- 2 地域において需要に応じた米生産を推進できるよう、全国的な調整を行う組織の設置を早急に進めること。
- 3 水田活用の直接支払交付金制度について、交付水準を維持するとともに、恒久化を図り、将来に向けて継続的な支援を行うこと。また、この交付金については、地域の裁量による活用を可能にすること。
- 4 需要に応じた米生産に取り組む稲作農家の所得向上等を実現するため、廃止される米の直接支払交付金の財源を活用し、水田農業関連施策の充実・強化を図ること。
- 5 現行の米の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、米の標準的収入額の最低基準額を設定するなど、再生産が可能となるよう標準的収入額を見直し、稲作農家が安心して取り組める制度とすること。また、平成30年産以降も引き続き、農業再生協議会の仕組み等を通じて需要に応じた米生産に取り組む稲作農家を対象とするよう、早急に適切な要件を設定すること。
- 6 米穀周年供給・需要拡大支援事業による長期計画的な販売の取組みに対する支援の拡充など、需給調整の仕組みを整備すること。
- 7 地域の水田農業の持続的発展に資するため、日本型直接支払制度のうち、稲作農家の所得向上につながるよう農地維持支払制度を拡充するとともに、中山間地域等の農業生産条件の不利を補えるよう中山間地域等直接支払制度の交付水準を引き上げること。地方創生の実現に向け道路整備に必要な予算の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月11日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務省大臣
農林水産大臣
伊安麻齋
達倍生藤
忠晋太
一三郎健
殿
殿
殿
殿
殿

山形県議会議長 志 田 英 紀